

Title	漢和辞典における慣用音の規範
Author(s)	鳩野, 恵介
Citation	語文. 2008, 91, p. 35-46
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69116
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

漢和辞典における慣用音の規範

鳩 野 恵

介

り、ために、改めて設けることの不毛が言われもする。

一 はじめに

が甚だ少い存在である。かし慣用音は、呉音や漢音等と同列のものとして論ぜられる機会かし慣用音は、呉音や漢音等と同列のものとして論ぜられる機会いわゆる日本漢字音には、古音・呉音・漢音・新漢音・唐音・いわゆる日本漢字音には、古音・呉音・漢音・新漢音・唐音・

用音不要の旗幟を鮮明にした。しかし、「慣用音によって生かされる。実際に行われたのは、漢音であり、呉音であった。後では然の事である。同様の見解は高松(一九八二)でも既に示されて然の事である。同様の見解は高松(一九八二)でも既に示されて然の事である。同様の見解は高松(一九八二)でも既に示されて然の事である。同様の見解は高松(一九八二)でも既に示されて然の事である。同様の見解は高松(一九八二)でも既に示されて然の事である。同様の見解は高松(一九八二)でも既に示されて然の事である。同様の見解は高松(一九八二)でも既に示されて然の事である為、「それとは全然対蹠的なる現実主義、帰納ざるもの」である為、「それとは全然対蹠的なる現実主義、帰納さるもの」である為、「それとは全然対蹠的なる現実主義、帰納るる。実際に行われたのは、漢音であり、呉音であった。後ではある。実際に行われたのは、漢音であり、呉音であった。後ではある。実際に行われたのは、漢音であり、呉音であった。後ではある。実際に行われたのは、漢音であり、呉音であった。後ではある。実際に行われたのは、漢音であり、呉音であり、呉音であり、呉音である。先ず呉音や漢音の音形を韻かったという事情があるからである。

れている」漢字(禓沢一九八七、九十五頁。傍点ママ)も存する、、、、、

である。 ために、漢和辞典から慣用音の枠組を完全に除き去ることは困難

若松(一九九九)は、その立場に近いものであろう。 とされて来たものが、実は呉音・漢音そのものであるもの」、「(二)正の本に、「慣用音」をのものであるもの」、「(二)正の本に、「慣用音」をのものであるもの」の二種に大別した。「現実主に、「慣用音」をのものであるもの」の二種に大別した。「現実主に、「慣用音」をのものであるもの」の二種に大別した。「現実主なが、「慣用音」をのものであるもの」の「(二)正で来たものが、実は呉音・漢音そのものであるもの」、「(二)正で来たものが、実は呉音・漢音そのものであろう。

濁の別が捨象されることもある。

慣用音の定義の見直しを行おうとするのが本稿の目的である。その問題について出来る限り具体的に述べ、漢和辞典におけるるのかという判断基準は、漢和辞典によって区々なのである。も述べるように、「日本側の事情」が果してどこまで関与してい事情」を改めて検証する必要がある。しかし佐藤(一九九八)等事情」を改めて検証する必要がある。

二 慣用音の二つの定義

ている。そこに慣用音の一例として、以下のものを挙げる。「た先述の『新字源』は、附録に「慣用音について」なる章を収め

を踏まえた結果に想定される音形であるが、次のように声母の清すれる」。と全濁声母の全清音化(唐代の官話系方音に起った変化)とに、停止をチョウ(チャウ)ジとよむ場合があったのは原則にはに、停止をチョウ(チャウ)ジとよむ場合があったのは原則にはに、碍止をチョウ(チャウ)ジとよむ場合があったのは原則にはに、得止をチョウ(チャウ)がとよむ場合があったのは原則にはに、得止をチョウ(チャウ)がとよむ場合があったのは原則にはに、得止をチョウ(チャウ)がとよむ場合があったのは原則にはに、得止を対象には、場合の言語系方音に起った変化)と表が表して、場合の言語系方音に起った変化)となる。

七四頁)(安達常正『糟漢字ノ研究〔訂正再版〕』六合館一九〇九、一(安達常正『糟漢字ノ研究〔訂正再版〕』六合館一九〇九、一二、「發行停止」など、從前は「…チャウジ」と呉音讀にした。

い。たとえば和刻本『韻鏡』では、この対応関係が必ずしも厳守実は、全濁声母が呉音は濁り漢音は清むという一般化は出来な応するという共通認識も然程根づいてはいなかったのであろう。たとも考えられる。その為、全濁声母の清濁が即呉漢音の別に対但しこの頃は、「慣用音」なる術語が未だ確立されていなかっ

濁声母が清んだり、全清・次清声母が濁ったりするものは徹底し全濁声母が漢音系で濁ったり(あるいは呉音系で清んだり)、次されていない。しかし、漢和辞典における暗黙の諒解事項として、

て慣用音と認める傾向にある。

は、その不徹底な基準を矯める所から始まる。 お岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁なお岡本(一九九一)は、羅常培の説を引きつつ、全清・全濁ない。

て〔3〕類になるからで、これも異例には当らないと述べた。で有坂は、「唐代の西北支那方言では、明母・泥母の頭音は、一門男子「鳴メイ」「命メイ」「名メイ」「寧ネイ」等の字音は慣用音ではなく、由緒正しい漢音であると論じた。さらに有坂(一川四二)は、豪韻(一等)脣音字が「aゥ」ではなく「oゥ」と述べ、「加」の形で發音される傾向が有つたらしい」(三七〇頁)と述べ、「加」の形で發音される傾向が有つたらしい」(三七〇頁)と述べ、「四」)は、豪韻(一等)脣音字が「aゥ」ではなく「oゥ」と加四二)は、豪韻(一等)脣音字が「aゥ」ではなく「oゥ」と述べ、「四」は、「一個」が表示といる。

その後も個別的な慣用音批判は見られる。たとえば沼本(一九

韻変化に起因するものと結論した(二三九―五八頁)。 大厦々「a」と実現されることを、慣用音ではなく、中国側の音九頁)、また岡本(一九九一)は、佳泰夬韻字が「aィ」ではなれらは慣用音ではなく漢音であると結論しているし(八二三―四中国本土で当該字が模韻に合流したのを反映した結果であり、こ八二)は、侯韻明母字が短呼になる現象(母ボ、畝ボなど)は、八二)は、侯韻明母字が短呼になる現象(母ボ、畝ボなど)は、

と明確に区別して用いられることは殆どないのである。と明確に区別して用いられることは殆どないのである。と明確に区別して用いられることは殆どないのである。と明確に区別して知り、原田(一九八九)が「百姓読み・俗音・誤読」を「慣用音としているものもある」と述べ、『新字源』に至っては、「慣用音としているものもある」と述べるとおり、誤類推によって生気がかせるように思われる。つまり漢和辞典の範囲外では、沼本を抱かせるように思われる。つまり漢和辞典の範囲外では、沼本に慣用音として認知されており、それ故に「百姓読み」が慣用音とのが真正ないのである。と明確に区別して用いられることは殆どないのである。と明確に区別して用いられることは殆どないのである。

と読むのも旁の誤類推に因るのであるから、これらは「百姓読んらんと読む類」と説く。だが、「耗」を「マウ」、「輸」を「ユ」を旁(ツクリ)などによって讀むこと。絢爛(ケンラン)をじゅを旁(ツクリ)などによって讀むこと。絢爛(ケンラン)をじゅを旁(ツクリ)などによって讀むこと。絢爛(ケンラン)を「漢字「マウ」、「輸」を「ユ」とする類」と説き、「百姓読み」を「漢字にとえば新村出『言苑〔戦後版〕』(博友社一九四九)は、「慣たとえば新村出『言苑〔戦後版〕』(博友社一九四九)は、「慣

『神聖喜劇 第一巻』光文社文庫、三五二頁)と記述するものなど、 み」とも看做せるため、両者の間に截然たる区別はないと言える。 「慣用音」は主として旁に引かれるなどした訛音を指すのが普通 でに慣用音として公認せられていたようでもある」(大西巨人 モウ(消耗—引用者)』、『ネツゾウ(捏造—引用者)』などは、す 五二)とし、「百姓讀」を「漢字を旁によりてあて讀みすること」 「きつ」とする類」(金澤庄三郎『廣辞林〔新訂版〕』三省堂一九 れど、普通一般に使用せらるゝ字音、例へば輸を「ゆ」とし喫を (同前)と説明するもの、「『カクラン(攪乱―引用者)』、『ショウ 他書の記述も大同小異で、たとえば「慣用音」を「正しからざ

最大公約数的な定義を指している。 で考察の対象とする慣用音は、特にことわりのない限り、後者の 音」とには、斯かる逕庭があることに留意せねばならない。本稿 一般に通用する所の「慣用音」と、漢和辞典における 一慣用 である (「喫キッ」はやや例外的である)。

では敢えて、漢和辞典における慣用音を直截的に定義するとす 如何なる定義が与えられるであろうか。

を有する音節の呉音形が「aイ」と実現されたり、通摂東韻(三 齊韻(主に舌歯音系)や梗摂庚耕清青韻など、核母音に〔e〕 るから」であるし(岡島一九九○)、個別的には、たとえば蟹摂 国本土での〈諧声符読み〉が、たまたま同じになることもあり得 却って複雑になる。何故なら、まず「日本での『百姓読み』と中 これを「中国原音には基かない音」とだけ定義すると、事情は

> あって、やはり「中国原音には基かない」ことになろうから、 りの音節を開音節化させることなども、いわゆる国語内の問題 また、(特に舌内入声の場合について後に述べるように)子音終 ユ」「シュウ」(「チウ」「チュ」「チュウ」)と揺れたりすること、 等)、遇摂虞韻、流摂尤韻の舌歯音系の仮名表記が「シゥ」「シ

慣用音の定義――『詳解漢和大字典』の記述を中心に

義としては何れにせよ不分明と言わざるを得ないのである。

『字源』(千代田書院一九二二、以下『字源』)の凡例には、「字音 によりては、唐音・宋音をも併記せり」とあり、同書が慣用音を げ、又從來慣用の音をば、通音として其の條下に標記し、且文字 は、漢・呉兩音を並記し、其の兩音共通のものは、單に一音を掲 に就いての記述はそれのみに止まるようである。また、簡野道明 用いらるる音は、慣用音として之を記入し」たとあるが、慣用音 のもの」であるという。同書には「漢音・呉音の外、現今普通に 『新訳漢和大辞典』(一九一二)がそれに言及する「最も早い時期 典』かとする)、高松(一九八二)によると、濱野知三郎輯著 が(岡本一九九一は、一九一〇年発行の『熟語集成 は為されない。 「通音」と呼んでいることは知られるが、やはりそれ以上の説明 「慣用音」の術語としての初出は直ちに断ずることが出来な

服部宇之吉 小柳司氣太『詳解漢和大字典』(冨山房一九一六、以 かく慣用音の定義を明確に示した漢和辞典は少い。 しかるに、

定義を与えているものである。しかも「慣用音」「通音」を別々に扱っており、慣用音に独自の下『詳解』)は、慣用音について詳述した初期の文献であって、

を除いた六条を逐次見て行く。たもの)以外は慣用音に関わりが有ると考えられる。以下、それする説明は七条に亙るが、最後の第七条(「唐音・宋音」を説いそこで、その説明事項を改めて確認しておく。同書の字音に関

慣用音の定義自体も大略明らかになるであろう。 それらの記述を、他書との比較を通して検討することによって、

しかし、この中間音は我が國の語音に適しないので、古來と「ヰ」、Lwi は「ルヰ」と「リ」との中間の音が生ずる。との中間の音、Tswi, Ywi, Lwi で、Swi は「スヰ」と「シ」る子音は Swi, Tswi, Ywi, Lwi で、Swi は「スヰ」と「シ」(一)「ス」・「ツ」・「ユ」・「ル」の父音と「ヰ」母音とから成(一)「ス」・「ツ」・「ユ」・「ル」の父音と「ヰ」母音とから成

ておかれたい。 ま兩音を併用したものがある。左表によってその一斑を知っ「スヰ」もしくは「シ」などの何れか一方の音に發音し、ま

陟隹切 Tswi ッヰ(追討) チ | 支(※平)以追切 Ywi ユヰ(遺言) ヰ(遺志) 庋(※平) 楚委切 Swi スヰ シ(揣摩)圏(※入)

力委切 Lwi ルヰ(累積) リ (楓(※上、黒)

累 追 遺

を捨て、「遺」は「ヰ」だけとった。●印を加えた音は古來通用の正音で、本書では主としてこれ●印を加えた音は古來通用の正音で、本書では主としてこれ

「スキ」「ツキ」などはさほど多くは見出されない。

「スキ」「ツキ」などはさほど多くは見出されない。

「スキ」「ツキ」「ユキ」「ルイ」を正しいれも論難し、それぞれ「スイ」「ツィ」「ユイ」「ルイ」を正しいれも論難し、それぞれ「スイ」「ツキ」「ユキ」「ルキ」は文雄以来か、という事である。「スキ」「ツキ」「ユキ」「ルキ」は文雄以来か、という事であるが、これについては満田(一九二〇)が何の字音仮名遣いであるが、これについては満田(一九二〇)が何の字音を表している。

学習者が発音を原音に近づけるための工夫ではなかったかと述べこれが単なる仮名づかいの混同によるものではなく、中国語高度反切・同音字注に支えられた規範的な表記であ」り(二十九頁)、の出現資料の偏りに着目し、「止摂合口字をスヰ等とすることは、の出現資料の偏りに着目し、「止摂合口字をスヰ等とすることは、

それでも一概には無視し得ないので、佐々木(二〇〇四)はそ

た。つまりそこに位相差を導入したのである。

としてこれを區別する。としてこれを區別する。は、又は單獨の場合には「ツ」と發音しないのを原則とする。時、又は單獨の場合には「ツ」と發音しないのを原則とする。に來る時、音便上促マンって「ツ」となって他の字の下にある(一)入聲±インの字の「フ」の音で終るものは、他の字の上

執シフ 執權シツケン 固執コシツ・(本音) (音便) (促音)

している。

雑ザフ 雑誌ザツシ 混雑コンザツ 壓了フ 壓迫アツハク 氣壓キアツ

立リフ

立志リツシ

獨立ドクリッ

なるものを慣用音とせず、「促音」として別に立項する。これはこのように『詳解』は、脣内入声韻尾〔p〕が語末で「ツ」と

が、実は舌内入声韻尾〔t〕の表記である。 しかし同書でも徹底しているのが、凡例では全く触れられない他の漢和辞典では概ね慣用音に属せしめている。

音「チ」、漢音「ツ」が不文律とされる。これは脈々と受け継が〔t〕の字音としての仮名表記は、特に近世以降において、呉

とした」とある如くである。いのをミツと読む類の漢呉音混合の例もはなはだ多く、ミツを聞れ、『新字源』にも「入声字で、密・蜜は鵖ミチ・躑ビツが正しれ

韻母)から認定しなければならない」(一二○頁)と注意を喚起らは、漢呉音の判断は出来ない。それを含む全体の音形(声母+える」(一二七頁)ことを一往認めつつも、「韻尾のツ・チだけか(一九八二)も、まず「ごく大雑把には、呉音チ、漢音ッとは云仮名表記の対応関係にさしたる根拠は無い事が知られる。高松仮名表記の対応関係にさしたる根拠は無い事が知られる。高松とは云え通時的に眺めてみると、呉音「チ」漢音「ツ」という

長己の成少にとらばって、一少の長己は、おこよりの母音とも行を己の成分にといる」(五十八頁)ことを明らめた。具体的には、「一チののかきわけに、先行する直前の母音が重要なやくわりをはたしてのかきわけに、先行する直前の母音が重要なやくわりをはたしての証を行ったのが林(一九八〇)である。林氏は、まず「入声音の証を行ったのが林(一九八〇)である。林氏は、まず「入声音を召り成少にといる。

いる」(六十五頁)ことを明らかにしたのであった。 ――つまり/u/→/o/→/a/→/e/→/i/の順に――次第に増加して母音とするものから、まえよりの母音を先行母音とするものへ表記の減少にともなって、―ツの表記は、おくよりの母音を先行るものへと漸次移行したことを明らめた。具体的には、――チのるものへと漸次移行したことを明らめた。具体的には、――チの

「別」の呉音を「ベチ」、漢音を「ヘツ」とし、両者の混淆であると看做してこれを適用した。そのために、たとえば屑韻並母字だが漢和辞典は、「チ」「ツ」の対立を機械的に呉漢音の対立相

「ベツ」を「漢音でも呉音でもないもの」即ち「慣用音」として と音価の差異との混同が恣意的に為されてしまっている。 斥けざるを得なかった訣である。ここでは、表記上の人為的区別

してこれを區別する。 生ずるものがある。現にその延音だけ通用したものは音便と (三)「シ」一音の字で、 音便によって「シイ」という延音を

(本音) (音便)

弑逆シイギャク

四シ

(本音)

(音便)

詩シ 弑シ 詩歌シイカ

至シ 四時シイジ 至徳シイトク

ら、本書にはすべてこれを省略した。 但し「四時」以下の語は漢文で、本音に從って發音するか

らは「読み習わし」として「慣用音」とは別に立項している。そ 氏によると、これらは「特に語彙音形として日本側の理由で生じ ことを強調している。 してやはり、飽くまで熟字単位における「特殊な読み方」である (沼本一九九七、二十二頁)という。原田(一九八九)も、これ 扱われ、大勢の中で例外的に不規則な形で定着したものである」 た特異なもの」(沼本一九九六)であり、また「『讀み癖』として ニョウボウ」「披露ヒロウ」なども当該例に数えられるが、沼本 右のほかに、「贔屓ヒイキ」「富貴フウキ」「夫婦フウフ」「女房

> が含まれており、その定義も詳らかにされない)。 かでない(「一音」には「唯ユヰ」「叛ホン」「夫フウ・ブ」など うので、その基準は必ずしも明確であるわけではない。あるいは 「『詩歌シイカ』『夫婦フウフ』の『詩シイ』『夫フウ』などを軽々 して扱っているが、実際に本文を確認すると、「女ニョウ」は の現象と見るかどうかについては、暫く留保しておくこととする。 る事も出来る」(六○一頁)と述べた。当該音を純粋に国語内で の長母音は、韻鏡の解釈を介して、その源流を中国中古音に求め に、この熟合に於ける日本側の音変化と見てはならない。これら 「夫フゥ」を単字の音形として認めているとも考えられるが、定 **「延音」とする一方、「夫フゥ」は「一音」なる枠組に収めてしま** さて『詳解』は、これらの字音は右の如く「音便(延音)」と

らをいかに扱うべきか、という問題はなおも残る。 ら食み出してしまうこれらの字音の存在を認めるとすれば、それ や漢音、あるいは唐音のように体系をなすもののほかに、そこか とまれ、慣用音という枠組を設けるにせよ廃するにせよ、呉音

慣用音として標示した。 ものがある。しかし一律には行かないので、これらはすべて 回 漢・呉音が「ウ」列一 音の場合に音便で延音を生ずる

通トウ (漢音)(呉音)(慣用音)

遇グ

しかし、この見解に対しては異見も存し、岡本(一九九一)は

(漢音) (呉音) (慣用音)

果に生ずる対立相であるが、短呼(「通ツ」「公ク」など)を呉音 れは唐代における1等重韻の合流(東 uŋ〉冬 oŋ)を反映した結 摂東韻一等字は、呉音「u」-漢音「oウ」なる対応を示す。こ にさえ短呼の音形は無い)、高松(一九八二)も、「uゥ」を 限定的なもので(たとえば太田全齋『漢呉音圖』の東韻一等字欄 る事になる。しかし、呉音が短呼になるのは、表記原則としても と認定した為に、それから外れる長呼形「uゥ」は慣用音とされ この条は通摂・遇摂の短呼と長呼について述べている。まず通

「u」と共に呉音と認むべき旨を述べる(六七九頁)。

呉音と認める傾向にある。 以下『漢字辞典』)など比較的近年のものは、「ツ」「ツゥ」共に 『漢語林』)、新潮社編『新潮日本語漢字辞典』(新潮社二〇〇七、 鎌田正 米山寅太郎『新版漢語林』(大修館書店一九九五、以下 以下『大字典』)は「ツ」を掲出せず「ツウ」のみを呉音とし、 音とするが、藤堂明保『学研漢和大字典』(学習研究社一九七八、 源』などは「通」字について、「ツ」を呉音とし、「ツウ」を慣用 従ってこの点は次第に修正されつつあるようで、『字源』『新字

音枠を設けず、「ヂュウ」を呉音とする。同書は日母(半歯音) る (多くの辞典がこれに一致する)。 しかし『大字典』は、慣用 呉音を「ヂュ」、漢音を「チュ」とし、慣用音を「ヂュウ」とす 認定に問題が有る。一例を挙げると、『詳解』は定母字「住」の は慣用音と認めることで大体一致しているが、舌歯音系の慣用音 また遇摂虞韻字は、短呼が基本形で、疑母字の「遇グウ」など

> もなかろう。 (空) おで定着した長呼を敢えて慣用音として掲出する必要るから、一部で定着した長呼を敢えて慣用音として掲出する必要 恐らく同韻内の舌歯音系には、端母字「株チュ・シュ」、精母字 字「乳」も、呉音「ニュウ」漢音「ジュ」とするなど、「住」字 合に短呼形が必ずしも一拍で発音されていたとは限らないのであ る可能性が高い」(肥爪二〇〇一)とも言われるように、この場 るものであ」り、また「『チュ』は『チゥ』の表記上のゆれであ しかし、「『シゥ』と『シュ』とは、表記のゆれとして許容されう はそれに合せて形式を整え、長呼を例外的に扱ったのであろう。 チウ」を漢音として認める)も多い為に、『大字典』以外のもの 「主ス・シュ」など、長呼の掲出されない字音(『漢語林』は「株 と併行的に扱っている(「ニュウ」も他書で概ね慣用音とされる)。

般に通用した音はすべて通用音としてこれを標示した。 (五)漢・呉音の別なく、又音韻のちがいに關せず、 世間

セキ(陌韻)

(イ) 農

ノウ (呉音)

テキ(錫韻

ドウ(漢音)ノウ (ロ)適

(イ) に於ては「力農」はリョクトゥであるべきに漢呉音混同

して「リヨクノウ」と發音し、

(ロ)に於ては「適當」はセキタウ(陌韻) 一テキタウ」と發音している類。 であるべきに

42

かし(ロ)は、その他の漢和辞典では慣用音に含められることがでは「通音(通用音)」として慣用音とは区別したのである。しる。これらは漢音か呉音の何れかに属するものだから、『詳解』が、何れも常用の字音が一本化された結果として生ずる現象であが、何れも常用の字音が一本化された結果として生ずる現象である。これは(イ)熟字単位で字音の雑糅を生ずる場合と、(ロ)両これは(イ)熟字単位で字音の雑糅を生ずる場合と、(ロ)両

の拡大も関与しているとおぼしい。向にあった(高松一九八二、六七五―七六頁)のは、かかる定義ない為、却って複雑多岐になるのである。慣用音が一時は増加傾「呉音」と認められていたものまで慣用音に押込めなければなら 慣用音の定義を拡大解釈した場合、このように従来「漢音」

(二) 反切と交渉なく古來の讀み癖ど、又は世俗の誤讀に(二) 反切と交渉なく古來の讀み癖ど、又は世俗の誤讀に

○讀みくせの例 話クワ ワ ○誤讀の例 輸シュ

は夬韻所属字であるから、「クワ」音は「佳カ」「卦クワ」

と、匣母を脱した唐音形であるという事になる(七二四一三〇るまい(註3参看)。また「ワ」音は、高松(一九八二)によるの如き、佳韻の麻韻への合流を示す音形とは別に考えなければな

頁

場合があろう。これも個別的に正してゆく外はない。いわゆる「読み癖」の類も呉音や漢音、唐音などに解消

四結び

も拘らず、辞典によって相当なゆれがある。おける定義であるが、その定義の詳細は特に明示されていないにがあり、世間一般には前者が通用している。後者は漢和辞典内にと広義のもの(慣用的呉音・慣用的漢音までをも含む)との二種慣用音の定義には、狭義のもの(主として類推等による訛音)

るかどうか、同摂・同韻内で徹底した処理を行っているかどうか各辞典のスタンス――慣用音の個別的批判論に柔軟に対応してい、特にゆれの生ずる要因は、短呼・長呼に対する認識にあったり、

など――にあったりする。

「ソ」とするのもかなり徹底している)。 「ソョ」、二等歯音は声母の変化を反映させて呉音「ショ」漢音の、本稿では触れ得なかったが、魚韻三等歯音を呉漢音ともに、き分け(呉音「チ」漢音「ツ」)である。しかしその両者ともに、は、全濁字の清濁(呉音は濁り漢音は清む)や、〔t〕入声の書ば、全濁字の清濁(呉音は濁り漢音は清む)や、〔t〕入声の書

両読字の常用音が慣用音に含まれることもある為である。つまりさらに、慣用音を単なる音形の問題として処理出来ないのは、

「慣用音論いまだし」(湯沢一九八七)の状況は、現在もなお続そ正に、「慣用音」と呼ぶに相応しいものではなかろうか。した後にも、さらに分類不可能(由来不明)の音は残る。それこ雑なものにする原因となっているが、仮にそれらの音を全て除去慣用音は、汎く運用面に跨る場合が有る。このことが慣用音を複

沣

いているのである。

- (1) 高松(一九九三)は、便宜的には「慣用音」の呼称を認める。(1)高松(一九九三)は、便宜的には「慣用音」と呼んでいる。が、「誤読・誤認の儘に」入り込んでいるに過ぎない(高松一九ば、「誤読・誤論するのであって、「彼土の音を基準と」したなら勝し、「輸ユ」「娘ラウ」などの諧声符読みは漢音・呉音という認識のもとで流通するのであって、「彼土の音を基準と」したなら勝し、「輸ユ」「娘ラウ」などの諧声符読みは漢音・以言ない。(1)高松(一九九三)は、便宜的には「慣用音」の呼称を認める。(1)高松(一九九三)は、便宜的には「慣用音」の呼称を認める。
- 典』は「名(メイ・ミャウ)鳴(ベイ・ミャウ・慣用音メイ)明 ・ で始まるのは漢音でバ・ダ行子音となる。この原則どおりならば、 で始まるのは漢音でバ・ダ行子音となる。この原則どおりならば、 のとなる。メイがかえって正しい漢音だとの(有坂氏)説はある りとなる。メイがかえって正しい漢音だとの(有坂氏)説はあるが、これまでおおむね慣用音とされていたから、本書でもメイを が、これまでおおむね慣用音とされていたから、本書でもメイを が、これまでおおむね慣用音とされていたから、本書でもメイを が、これまでおおむね慣用音とされていたから、本書でもメイを が、これまでおおむね慣用音とされていたから、本書でもメイを が、これまでおおむね慣用音となる。この原則どおりならば、 のように鼻音を残すことがあ」る ・ に終るばあいにも、

6

- 順)、と不徹底である事が判る。ミャウ)冥(ベイ・ミャウ・通音メイ)」(何れも漢音・呉音の笥野道明『字源』は「名(メイ・ミャウ)鳴(メイ)明(メイ・(ベイ・ミャウ・慣用音メイ)冥(ベイ・ミャウ・慣用音メイ)
- 、)、いては、いては、「「こう)を井子号……ででありたが、「・、派な呉音形」と捉える見方(沼本一九九七、一九四頁)もある。(4) 但し、「輸ュ」を、旁「兪」の正則的な音変化を反映した「立
- (5) 特に梗摂においては、直音の庚耕青韻まで呉音が拗音形「iャカハニ、四八八一五〇六頁など)。
- 「漢字の正音につくへしとならば古の音博士のわざに習ひてキを「井上(毅―引用者)文部大臣の問目に答ふ」(明治二十六年)に、の術語としての淵源もこの辺りにあるかと思われるが、栗田寛の「便習」「訛音」)を設けてしまうと、却って煩雑になる。「通音」要以上の小枠(「通音」「轉音」「質音」「尾音」「省呼」「俗音」要以上の小枠(「通音」「轉音」「質音」「尾音」「省呼」「俗音」

当時「クヰ」は未だ辛うじて拗音として認められたようである。 り、「正音」に対置する用例が見られる。沼本(一九九五)に、 なれともケをクエと云ふは通音にて正音にはあるへからす」とあ クヰ、ケをクヱなと書わくへしとあれとこのキをクヰと云は拗音 音は全く音韻として存在していなかった」(一○七頁)とあるが、 ヱ(k*e)→ケ(ke)と變化してしまい、クヰ・クヱ型の合拗 「宣長の時代には、音韻變化の結果、クヰ(k"i)→キ(ki)、ク

(7) 脂韻合口喩母三等字「位」「帷」等の音を字音仮名遣いで「ヰ_

- ても、「整合性」を重視するか「有用性」を重視するかで、 する。このように、同じく歴史的な事情に基くものであったとし なかった)ことを理由に、「水ス井」「墜ツ井・ズ井」などを掲出 に行われてきた」(満田の批判後も「スヰ」などは暫く改められ 日本語漢字辞典』(新潮社二〇〇七)は、「昭和二十年代まで実際 ある(『学研漢和大字典』がその例外的存在である)。また『新潮 疑母三等、次濁字だから「キ」は「慣用音」になる)や「鬼キ」 も同様だが、同摂(止摂)内の牙音系、たとえば「危ギ」(支韻 とする(喩母四等字は呉音系で「ユイ」)のは、どの漢和辞典で 仮名遣いの扱いも自ずと異って来るようである。 (微韻見母三等)を「グヰ」「クヰ」とする辞典は限られるようで
- 8 れている。 は、呉音・漢音の別に拘らず、核母音との関係で次のように示さ 漢音・呉音を併記した音義書であるが、その舌内韻尾の仮名表記 たとえば珠光編『浄土三部経音義』(天正十八年頃成立)は、
- 〔a〕―チ 17例(ex.「月グワチ音」「脱ダチ音」)
- | ツ 4 例 (ex. 「末バツ マツ音」)
- 22 例 (ex.「佛ヒツ音」「尼ヂツ音」) (ex.「畢ヒチ音」「失シチ音」)

- (ex.「佛ブツ音」「屈クツ音」)
- (e) 3 例 37 例 (ex.「滅ベチ メチ音」「潔クエチ音」) (ex. | 涅デツ ネツ音」)
- 19例(ex.「数コツ音」「弗ホツ音」)

と看做したほうがよかろう。つまり当該例は、表記上の規範とし れることから考えても、これらは不注意ゆえに混じてしまった例 りもある。 為的処理が見られる。この問題については稿を改めて論じる心積 なお『浄土三部経音義』には、鼻音韻尾の仮名表記にも独自の人 であるために、斯かる処理がなされてしまったということである。 ては元来「チ」と書かれるべきであったが、実際の発音は「ツ」 ツ音」「涅デツ ネツ音」などのように、同一項目内に集中して現 「ツ」と表記することが有るには有るが、それらは、「末バツ マ 先行母音が〔a〕〔i〕〔e〕の何れかである場合には、韻尾を 「チ」と表記したものが一例も存しないことが目を引く。また、 以上の如く、核母音が〔u〕ないし〔o〕である場合、

- 9 覃談韻も同時期に合流したと見られる。 重韻〉という」(平山一九六七、一五九頁)。蟹摂咍灰泰韻、咸摂 「開・合を同じくする1等韻が同摂内に2つあるものを〈1等
- 10 典』『漢字辞典』)と、「(呉)ブ (漢)フ」(『新字源』『漢語林』) 「負」の字音は、「(呉)ブ(漢)フゥ(慣)フ」(『字源』『大字 とに大別される。全濁字の呉漢音における清濁の対応はやはり両 映して示される。尤韻字についてのみ一例挙げておくと、並母字 摂尤侯韻がある。尤侯韻は、呉音「u」、漢音「iゥ」「oゥ」 用音として扱う。長呼と短呼が問題になるものとしては、他に流 (脣音字はやや例外的)と、漢音は唐代の明確な二重母音化を反 但し山母字「数スゥ」(漢音「ス」の長呼)は、『大字典』も慣

者に共通するが、尤韻字の場合は、韻母の変化を重視すれば前者 が、呉音との整合性を重視すれば後者が導出される事になる。

【参考文献】(※使用辞典は本文を参照)

有坂秀世(一九四二)「『帽子』等の假名遣について」同前 有坂秀世(一九四〇)「メイ(明)ネイ(寧)の類は果して漢音なら ざるか」『國語音韻史の研究増補新版』三省堂所収

岡島昭浩(一九九〇)「唐音語存疑」文献探究の会『文献探究』第25

岡本勲(一九九一)『日本漢字音の比較音韻史的研究』桜楓社 佐々木勇(二〇〇四)「日本漢音における止摂合口字音の受容に見ら (http://www.let.osaka-u.ac.jp/~okajima/ingaku/toingo.htm) れる位相差」『國語國文』第七十三巻

佐藤宣男(一九九八)「教育漢字における慣用音」『福島大学教育学部

高松政雄(一九八二)『日本漢字音の研究』風間書房 論集 人文科学部門』第64号

高松政雄(一九九三)『日本漢字音論考』風間書房

沼本克明(一九八二)『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』 藤堂明保(一九五九)「呉音と漢音」『藤堂明保中国語学論集』汲古書 院一九八七所収

沼本克明(一九九五)「字音假名遣いについて」築島裕編『日本漢字 音史論輯』汲古書院

武蔵野書院

沼本克明(一九九六)「慣用音」佐藤喜代治ほか編『漢字百科大事典』

沼本克明(一九九七)『日本漢字音の歴史的研究―體系と表記をめ

林史典(一九八〇)「呉音系字音における舌内入声音のかな表記につ

ぐって―』 汲古書院

いて」『国語学』第百二十二集

肥爪周二(二〇〇一)「ゥ列開拗音の沿革」『訓点語と訓点資料』第一

平山久雄 (一九六七) 「中古漢語の音韻」 『中国文化叢書1 言語』 大

満田新造(一九二〇)「「スヰ」「ツヰ」「ルヰ」の字音假名遣は正しか 修館書店

らず」『国学院雑誌』第二十六巻第七号、『中國音韻史論考』 朋友書店一九九七所収

湯沢質幸(一九八七)「漢字の慣用音」佐藤喜代治編『漢字講座=3

漢字と日本語』明治書院

原田種成(一九八九)『漢字小百科辞典』三省堂

若松由美(一九九九)「日本漢字音における慣用音の研究」『神田外語

大学大学院 言語科学研究』第五号

(はとの・けいすけ 本学大学院博士後期課程)